

平成18年9月22日

愛知県

知事 神田 真秋 様

愛知県商工会議所連合会  
会長 箕浦 宗吉

### 改正まちづくり3法による魅力ある市街地の形成について

愛知県ご当局には、日頃から県勢の発展と県民生活の向上にご尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、去る5月に、「都市計画法・建築基準法」ならびに「中心市街地活性化法」の改正案が国会で可決され、8月22日に「改正中心市街地活性化法」が全面施行されました。

今回の改正により、中心市街地の活性化支援と計画的な土地利用規制による新たなまちづくりの仕組みとツールが整備されましたが、今回の「まちづくり3法」の改正だけでは、中心市街地の賑わいを取り戻すことはできません。

行政をはじめ、事業者、住民などの関係者が一体となって、まちづくりに取り組んでいくことが極めて重要であります。

こうしたなか、商工会議所としましては、中心市街地の賑わいや魅力創出のため、様々な事業に取り組んでおりますが、行政においては、地域コミュニティを重視し、中心市街地を中心に、既存の都市機能を効率よく活用する「コンパクトシティ」を目指した今回の法改正の精神を先取りした対応・指導が求められております。

つきましては、魅力ある市街地の形成に向け、以下の項目につきまして、特段のご配慮を賜われますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 広域的なまちづくりに向けた広域調整

県全域における大規模集客施設の準工業地域への立地のあり方について、基本的な考え方を示されたい。

また、複数の市町村に影響を及ぼす大規模集客施設の出店に際し、関係市町村間の広域調整を行うための基本方針を示されたい。

### 2. 大規模集客施設の社会的責任に関するガイドラインの整備

大規模集客施設の出店は、地域のまちづくりに与える影響が大きいことから、商工会議所、及び地域商店街等が行う中心市街地活性化事業への協力や参加など、社会的責任を適切に果たしていくための具体的な指導要綱を早急に整備されたい。

### 3. 大規模集客施設の出店情報の速やかな開示

大規模集客施設の出店に関する情報を、関係市町村、及び関係商工会議所へ速やかに開示されるよう特段の配慮を賜わりたい。

上記の施策を着実に推進されるとともに、今回の法改正の趣旨を充分踏まえ、所謂「駆け込み出店・開発」の抑制等に鋭意努められるようお願い申し上げます。